

## 防府市スポーツ協会運営費補助金交付要綱

平成19年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民体育の普及並びに振興を図ることを目的とした防府市スポーツ協会(以下「協会」という。)の実施する事業に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 防府市長(以下「市長」という。)は、予算の範囲内において、協会が行う事業の活動経費について、補助するものとする。

2 前項の規定による補助の対象となる協会の行う事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 体育大会、講習会等体育に関する各種行事の実施
- (2) 体育の指導奨励
- (3) その他協会の目的を達成するために必要な事項

### (補助金の交付申請)

第3条 協会は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書

### (補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付を決定し、協会に通知するものとする。

### (補助金の請求及び交付)

第5条 協会は、補助金の交付の決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

### (実績報告)

第6条 協会は、補助金の交付を受けたときは、当該年度終了後50日以内に

実施事業に関する資料及び決算書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 協会は、補助金の交付を受けたときは、当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他関係資料を整備しておかなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

防府市スポーツ協会補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所  
団体名  
代表者

下記のとおり 年度における防府市スポーツ協会補助金の交付を受けたいので、防府市スポーツ協会補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

添付書類

- 1 事業計画書（別紙）
- 2 収支予算書（別紙）

第 2 号 様 式 ( 第 4 条 関 係 )

防府市スポーツ協会補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

防府市長

年 月 日付けで申請のあった、 年度防府市スポーツ協会補助金について、下記のとおり交付することに決定したので防府市スポーツ協会補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

第 3 号様式 ( 第 5 条関係 )

防府市スポーツ協会補助金請求書

第 号  
年 月 日

( 宛先 ) 防府市長

補助決定者

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった  
年度防府市スポーツ協会補助金について、下記のとおり交付さ  
れるよう、防府市スポーツ協会補助金交付要綱第 5 条第 1 項  
の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

【口座振替依頼の場合は枠内に記入のこと】

振 込 先 金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 農協 漁協 信用組合						
	支店 支所						
口 座 番 号 種 別	出張所						1: 普通 2: 当座
	口 座 名 義 ( カタカナで記入願いま す)						